

第8章 食品衛生

さいたま市では、市民が安心して食生活をおくれるよう、生産、製造から流通、消費に至るまで総合的な食の安全の確保を図る上での基本的な考え方や、施策の方向性を示すものとして平成16年度に「さいたま市食の安全基本方針」を策定した。

保健所では、「食品衛生法」に基づき、食品関係施設の営業許可を行うとともに、食品等の安全性を確保するため「さいたま市食品衛生監視指導計画」に基づき、監視指導及び食品の検査並びに食品関係従事者に対する衛生教育等の業務を行っている。

1 営業許可

食品衛生法で定められた34業種及び食品衛生に関する条例（埼玉県条例第32号）で定められた6業種について、営業の許可等を行っている。

〈 根拠法令等：食品衛生法第52条、食品衛生に関する条例第2条・第3条 〉

食品衛生法による許可を要する施設数

業種		(年度末現在) 施設数	新規	更新	廃業	業種	(年度末現在) 施設数	新規	更新	廃業
飲食店	一般食堂・レストラン	1,970	279	223	108	食肉販売業	1,027	84	97	85
	仕出し・弁当屋	238	15	26	19	食肉製品製造業	5	0	0	0
	旅館	40	1	3	4	乳酸菌飲料製造業	0	0	0	0
	その他	7,426	566	651	634	食用油脂製造業	2	0	0	0
菓子(パンを含む)製造業		1,098	76	81	61	マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	0
乳処理業		0	0	0	0	みそ製造業	4	0	1	0
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0	醤油製造業	0	0	0	0
乳製品製造業		1	0	0	0	ソース類製造業	5	0	0	0
集乳業		0	0	0	0	酒類製造業	5	0	0	0
魚介類販売業		1,022	81	102	81	豆腐製造業	38	0	5	3
魚介類せり売業		2	0	0	0	納豆製造業	1	0	0	1
魚肉ねり製品製造業		5	0	0	1	めん類製造業	30	2	2	2
食品の冷凍又は冷蔵業		47	1	6	3	そうざい製造業	47	2	5	6
缶詰・瓶詰食品製造業		2	0	0	0	添加物製造業	4	0	1	0
喫茶店営業		1,214	83	143	154	清涼飲料水製造業	7	0	0	0
あん類製造業		2	0	1	0	食品の放射線照射業	0	0	0	0
アイスクリーム類製造業		4	0	0	0	氷雪製造業	0	0	0	0
乳類販売業		1,969	124	203	161	氷雪販売業	5	0	0	0
食肉処理業		36	0	7	2	計	16,256	1,314	1,557	1,325

食品衛生に関する条例による許可を要する施設数

業種	施設数 (年度末現在)	新規	更新	廃業	
菓子種製造業	3	0	1	0	
こんにゃく類製造業	5	0	1	0	
つけ物製造業	36	1	4	2	
魚介類加工業	26	1	0	1	
食料品販売業	3,013	178	286	377	
行 商	魚介類	2	0	0	0
	食料品	107	14	1	19
	豆腐	8	0	2	3
	小計	117	14	3	22
計	3,200	194	295	402	

2 監視指導

食品関係施設の監視業務は、食品の収去検査業務とともに食品衛生の根幹をなす業務である。監視指導計画に基づき、食中毒の発生リスクの高い施設、広域流通食品製造施設等に対する重点的な監視を行っている。

また、生鮮食品と加工食品の流通拠点である市場を経由する食品の安全を確保するため、大宮市場内に市場監視係を設置し、大宮市場および浦和市場の監視等を重点的に行っている。

〈 根拠法令等 : 食品衛生法第 28 条、第 30 条 〉

食品衛生法による許可を要する施設の監視件数

業種	(年度末現在) 施設数	監視件数	業種	(年度末現在) 施設数	監視件数	
飲食店	一般食堂・レストラン	1,970	314	食肉販売業	1,027	1,130
	仕出し・弁当屋	238	226	食肉製品製造業	5	7
	旅館	40	16	乳酸菌飲料製造業	0	0
	その他	7,426	1,919	食用油脂製造業	2	1
菓子(パンを含む)製造業	1,098	342	マーガリン又はショートニング製造業	0	0	
乳処理業	0	0	みそ製造業	4	1	
特別牛乳搾取処理業	0	0	醤油製造業	0	0	
乳製品製造業	1	0	ソース類製造業	5	4	
集乳業	0	0	酒類製造業	5	2	
魚介類販売業	1,022	3,390	豆腐製造業	38	14	
魚介類せり売業	2	136	納豆製造業	1	1	
魚肉ねり製品製造業	5	2	めん類製造業	30	44	
食品の冷凍又は冷蔵業	47	213	そうざい製造業	47	142	
缶詰・瓶詰食品製造業	2	1	添加物製造業	4	3	
喫茶店営業	1,214	144	清涼飲料水製造業	7	3	
あん類製造業	2	3	食品の放射線照射業	0	0	
アイスクリーム類製造業	4	4	氷雪製造業	0	0	
乳類販売業	1,969	765	氷雪販売業	5	108	
食肉処理業	36	185	計	16,256	9,120	

食品衛生に関する条例による許可を要する施設の監視件数

業種		施設数 (年度末現在)	監視件数
菓子種製造業		3	3
こんにゃく類製造業		5	2
つけ物製造業		36	67
魚介類加工業		26	63
食料品販売業		3,013	4,894
行 商	魚介類	2	0
	食料品	107	0
	豆腐	8	0
	小計	117	0
計		3,200	5,029

3 食品等の検査

不良食品の排除と健康被害発生の防止を目的として、市内で製造または流通している食品等の取去検査および買上検査を行っている。

なお、検査はさいたま市健康科学研究センターに依頼している。

〈 根拠法令等 : 食品衛生法第 28 条 〉

食品等の検査実施件数

検査項目	国内産		輸入品	
	検体数	項目数	検体数	項目数
微生物	391	837	22	47
理化学	414	27,337	90	10,652
残留農薬 県内産農産物(※再掲) 食品添加物 指定外添加物(※再掲) 防かび剤(※再掲)※1 動物用医薬品 汚染物質(放射能) 汚染物質(その他※2) アレルギー物質 遺伝子組換え食品 自然毒 その他※3	106	22,714	49	9,754
	50	11,093		
	129	2,990	31	684
	90	1,212	19	290
	0	0	10	64
	28	1374	4	206
	50	100	0	0
	38	64	3	5
	30	47	0	0
	0	0	0	0
	12	12	1	1
	26	36	2	2
合計	805	28,174	112	10,699

※1 割りばしの防かび剤(溶出試験)を含む

※2 有機スズ化合物、重金属

※3 酸価、過酸化物価、ホウ酸、過マンガン酸カリウム消費量、水分活性

4 違反・苦情の処理状況

監視、収去等によって発見した不良食品、違反施設等に対し、関係法令に基づいて指導等を行っている。

〈 根拠法令等：食品衛生法 〉

違反食品等発見処理件数

		発見区分			合計	
		監視等発見	収去時発見	通報・届出		
違反理由	法違反（疑含む）	第6条(不衛生食品等の販売等の禁止)	0	0	3	3
		第10条(添加物等の販売等の制限)	0	0	0	0
		第11条(食品等の規格及び基準)	0	1	10	11
		第16条(有害器具等の販売等の禁止)	0	0	0	0
		第18条第2項(器具等の規格及び基準)	0	0	0	0
		第19条第2項(表示の基準)	0	0	0	0
		第20条(虚偽の又は誇大な表示又は広告の禁止)	0	0	0	0
		第52条第1項(営業の許可)	3	0	23	26
		その他	0	2	0	2
		(小計)	3	3	36	42
	その他	条例	0	0	5	5
		衛生規範等	0	7	0	7
		その他	0	0	0	0
		(小計)	0	7	5	12
処理内容	行政処分	営業許可の取消し	0	0	0	0
		営業の禁止・停止	0	0	3	3
		食品等の廃棄	0	0	0	0
		食品等の返品	0	0	0	0
		食品等の回収	0	0	0	0
		食品等の移動停止	0	0	0	0
		(小計)	0	0	3	3
	始末書等	報告書	0	7	2	9
		始末書	3	0	28	31
		口頭説諭	0	0	8	8
		(小計)	3	7	38	48
	その他	調査指導依頼	0	3	0	3
		現地調査指導等	2	7	4	13
		(小計)	2	10	4	16

苦情食品（施設）受付件数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
総数	51	45	45	34	47	29	34	25	31	32	33	43	449	
内容	有症	24	18	19	13	10	7	12	4	11	9	10	13	150
	異物混入	7	12	11	8	13	4	6	7	7	8	7	6	96
	腐敗変敗	2	0	1	3	2	6	0	1	1	1	3	0	20
	表示	3	5	6	3	4	3	1	5	4	5	1	7	47
	許可	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	その他	15	10	8	7	18	9	15	8	8	9	11	17	135

5 食中毒統計

食中毒発生件数は6件で、患者数は22人であった。

〈 根拠法令等：食品衛生法第58条 〉

食中毒発生状況

発生年月	摂食者数	患者数	原因食品	原因物質	原因施設
令和元年5月	14	12	サイコロステーキ丼(推定)	腸管出血性大腸菌 O103	飲食店
令和元年7月	6	5	不明	カンピロバクター・ ジェジュニ/コリ	飲食店
令和元年9月	1	1	ブリの刺身	アニサキス	家庭
令和元年10月	2	2	しめさば	アニサキス	飲食店
令和2年2月	3	1	しめさば	アニサキス	家庭
令和2年3月	2	1	刺身	アニサキス	魚介類 販売店

6 食の安全性に関する意見交換及び情報提供

食品安全基本法及び食品衛生法により、食品の安全性確保に関する施策を策定、実施する際には、広く住民の意見を求めなければならないと定められている。

市では「さいたま市食の安全基本方針」を策定し、消費者、事業者及び行政などが積極的に意見交換をすることで、よりよい施策の策定に努めるとともに、消費者主体の活動を支援及び市民講座の開催などの食の安全性に関する知識の普及啓発を実施している。

保健所では、食品衛生情報の提供及び意見交換を行う機会として、以下の事業を行っている。

〈 根拠法令等：食品安全基本法第9条、食品衛生法第64条、第65条 〉

(1) 一日食品衛生監視員

市民を対象に食品衛生の普及啓発を目的として、さいたま市内の大規模製造施設等において、一日食品衛生監視員を実施している。

日 時	令和元年8月1日(木) 午後1時~4時30分
場 所	株式会社ロツテ 浦和工場
参加者数	20人
内 容	監視体験および意見交換

(2) 衛生講習会

食品衛生上の危害の発生防止と地域における食品衛生意識の向上を目的に、食品関係業者等を中心に、広く市民までを対象とした食品衛生講習会を実施している。

食品衛生講習会実施状況

対 象 者	実施回数	参加人員
食品関係業者	33	1,877
給食従事者	4	231
福祉関係従事者	3	175
市民モニター	2	25
教育関係者	0	0
市民	7	198
合 計	49	2,506